

令和7年

第2回市議会定例会 意見書案第1号

2025年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

上記の意見書案を函館市議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和7年6月9日提出

函館市議会議長 金澤浩幸様

提出者	函館市議会議員	板倉一幸
同	同	道畑克雄
同	同	斉藤佐知子
同	同	福島恭二
同	同	野沢友志
同	同	高橋千晶
同	同	見付宗弥

2025年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

北海道最低賃金の引き上げは、日本国憲法第25条に「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定められていることから、人間らしく暮らすための下限額として最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしは昨今の物価上昇で一層厳しく、2024年に引き上げた50円で、道内の常用労働者216万人（内パート労働者64.7万人）の内、60万人弱の労働者が最低賃金近傍に張り付いている状況です。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けやすい非正規雇用労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

政府は2020年代に全国平均1,500円を目指すこととしており、中小・零細事業者への支援を同時に進め、大幅引き上げに向けた環境整備が必要です。

最低賃金の引き上げ金額が低ければ、その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、個人の消費行動にも影響を与え、北海道経済にも悪影響を与えかねません。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、2025年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 賃金構造基本統計調査の北海道における短時間労働者の平均時間額や民間の求人時間額などを参考として、最低賃金を大幅に引き上げること。
- 2 設定する最低賃金は、道内高卒初任給「時間換算額1,126円」を下回らない水準に改善すること。
- 3 賃上げの原資確保のため、公正取引を促す「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業拡大を進めると同時に、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を推し進め、最低賃金の大幅引き上げを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和7年6月 日

函館市議会議長 金 澤 浩 幸